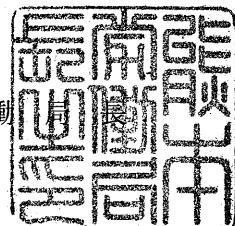




熊労発基0524第2号の2  
平成25年5月24日

関係団体の長 殿

熊本労働



### 平成25年の職場での熱中症予防対策の重点的な実施について

職場での熱中症予防対策については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」（以下、「基本対策」という。）基本対策の概要については別添パンフレット「熱中症を防ごう！」（参照）により示しているところですが、熊本県内における平成24年の職場での熱中症による休業4日以上の災害は、別添災害発生資料のとおり、過去10年で最も多い12件発生し、うち1名は亡くなっていることから、基本対策で示している熱中症予防対策の的確な実施が必要です。

さらに、平成25年の暖候期（6～8月）は、平年より高めの気温となることが九州北部地方の暖候期予報で予想されている（解説の1参照）ほか、計画停電は回避されたとはいっても、夏の電力需給の逼迫のおそれもあることから、屋内の熱中症の発生も懸念されています。

以上を踏まえ、平成25年の職場での熱中症予防対策については、建設業及び建設現場に付随して行う警備業（以下、「建設業等」という。）並びに製造業を対象業種として、基本対策のうち、特に下記の事項を重点的に実施することとしましたので、貴職におかれましては、職場での熱中症予防対策に一層の取組をいただくとともに、会員事業場への周知等について特段のご理解とご協力を願いいたします。

記

#### 1 建設業等での熱中症予防対策について

##### （1）建設業等での熱中症発生状況等

建設業等は、業態として、炎天下の高温多湿作業場所で作業することが避けられず、WBGT値の低減対策が困難であることが多い。

また、熱中症の症状が出始めているのに作業を続けたため死亡に至ったり、単独作業のため倒れた後に迅速な救急処置がされず死亡した事例がみられるところから、建設業等での熱中症予防対策については、次の（2）を重点事項として、（3）のその他の具体的な実施事項と併せて取り組むこと。

##### （2）建設業等での熱中症予防対策の重点事項

建設業等では、次の4項目を重点事項として、熱中症予防対策に取り組むこと。

- ア 事前にWBGT予測値、高温注意情報等を確認し、作業中に身体作業強度に応じたWBGT基準値（解説の1参照）を超えることが予想される場合には、可能な限りWBGT値の低減を図り、単独作業を行わないようにする等の作業環境管理の見直しとともに、連続作業時間を短縮し、長めの休憩時間を設ける等の作業時間の見直しを行うこと。  
特に、作業時間については、7、8月の14時から17時の炎天下等でWBGT値が基準を大幅に超える場合に、原則作業を行わないこととすることも含めて見直しを図ること（解説の3参照）。
- イ 作業者に睡眠不足、体調不良、前日に飲酒している、朝食が未摂取である、感冒等による発熱、下痢等による脱水等の症状がみられる場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼等の際にその症状が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。
- ウ 水分及び塩分の摂取確認表を作成する、朝礼等の際に注意喚起を行う、頻繁に巡回を行い確認する等により、作業者に、自覚症状の有無に関わらず水分及び塩分を定期的に摂取させること（解説の2参照）。
- エ 高温多湿作業場所で初めて作業する作業者については、熱への順化期間を設ける等配慮すること。熱への順化期間については、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることを目安とすること。

### (3) 建設業等でのその他の具体的な実施事項

#### ア 作業環境管理

- (ア) 労働者が配置されている作業場については、直射日光や照り返しを遮る簡易な屋根の設置やスポットクーラー又は大型扇風機を使用し、かつ、当該場所又はその近傍に、臥床することができる冷房を備えた休憩所、又は日陰等の涼しい休憩場所を確保すること。  
(イ) 水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう、また、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等体を適度に冷やすことのできる、物品及び設備を用意・設置すること。

#### イ 作業管理

- (ア) 作業中は、作業者の様子に異常がないかを確認するため、管理・監督者が頻繁に巡回を行うほか、複数の作業者がいる場合には、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意されること。  
(イ) 透湿性・通気性の良い服装（クールジャケット、クールスーツ等）を着用させること。また、直射日光下では通気性の良い帽子やヘルメット（クールヘルメット等）を着用させるほか、後部に日避けのたれ布を取り付けて輻射熱を遮ること。

## ウ 健康管理

- (ア) 作業者が糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患等の疾患有する場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業の可否や作業時の留意事項等について、産業医・主治医の意見を聞き、必要に応じて、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。
- (イ) 心機能が正常な労働者については、1分間の心拍数が数分間継続して180から年齢を引いた値を超える場合、作業強度のピークの1分後の心拍数が120を超える場合は、熱へのばく露を止めが必要とされている兆候であるので、作業中断も含めた作業管理を行うこと。

## エ 労働衛生教育

作業を管理する者や作業者に対して、特に次の点を重点とした労働衛生教育を繰り返し行うこと。また、当該教育内容の実践について、日々の注意喚起を図ること。

- ・ 自覚症状に関わらない水分及び塩分の摂取
- ・ 日常の健康管理
- ・ 熱へのばく露を止めが必要とされている兆候
- ・ 緊急時の救急処置及び連絡方法

## 2 製造業での熱中症予防対策について

### (1) 製造業での熱中症発生状況等

製造業は、工場等屋内作業場での作業が多く、輻射にさらされることは少ないと考えられるが、今夏も節電の影響により、WBGT値の低減対策が困難となる場合があることが予想される。

また、過去の製造業の死亡災害をみると、自覚症状の有無に関わらず水分・塩分を摂取させることをしていないことが多くみられることから、これに関する教育が必要であることを踏まえ、製造業での熱中症予防対策については、次の(2)を重点事項として、(3)のその他の具体的な実施事項と併せて取り組むこと。

### (2) 製造業での熱中症予防対策の重点事項

次の2項目を重点事項として、熱中症予防対策に取り組むこと。

ア 事前にWBGT予報値、熱中症情報等を確認し、作業中に身体作業強度に応じたWBGT基準値（解説の1参照）を超えることが予想される場合には、作業計画の見直し等を行うこと。

イ 水分及び塩分の摂取確認表を作成する、朝礼等の際に注意喚起を行う、頻繁に巡回を行い確認する等により、作業者に、自覚症状の有無に関わらず水分及び塩分を定期的に摂取させること（解説の2参照）。

### (3) 製造業でのその他の具体的な実施事項

#### ア 作業環境管理

- (ア) 热源がある場合には熱を遮る遮蔽物の設置、スポットクーラー又は大型扇風機の使用等、作業場所のWBGT値の低減化を図ること。

(イ) 作業場所又はその近傍に、臥床することができる風通しの良い等の涼しい休憩場所を確保すること。

#### イ 作業管理

(ア) 休憩時間とこまめに設けて連続作業時間を短縮するほか、W B G T 値が最も高くなり、熱中症の発症が多くなり始める 14 時から 16 時に長目の休憩時間を設ける等、作業者が高温多湿環境から受ける負担を軽減すること

(イ) 高温多湿作業場所で初めて作業する作業者については、順化期間を設ける等配慮すること。

(ウ) 透湿性・通気性の良い服装（クールジャケット、クールスーツ等）を着用させること。

(エ) 作業中は、作業者の様子に異常がないかどうかを確認するため、管理・監督者が頻繁に巡視を行うほか、複数の作業者がいる場合には、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させること。

#### ウ 健康管理

(ア) 作業者に糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患等の疾患有する場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業の可否や作業時の留意事項等について、産業医・主治医の意見を聴き、必要に応じて、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

(イ) 作業者が睡眠不足、体調不良、前日の飲酒している、朝食が未摂取である、感冒等による発熱、下痢等による脱水等の症状がみられる場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、その症状が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を検討すること。

#### エ 労働衛生教育

作業を管理する者や作業者に対して、特に次の点を重点とした労働衛生教育を繰り返し行うこと。また、当該教育内容の実践について、日々の注意喚起を図ること。

- ・ 自覚症状に関わらない水分及び塩分の摂取
- ・ 日常の健康管理
- ・ 熱へのばく露を止めが必要とされている兆候
- ・ 緊急時の救急処置及び連絡方法

## (解説)

本解説は、職場での熱中症予防対策を推進するまでの留意事項を解説したものである。

### 1 W B G T 値・気温に関する情報の入手方法について

- (1) 環境省においては、平成 25 年 5 月 13 日から 10 月 18 日までの間を予定して、ウェブサイト「環境省熱中症予防情報」にて、住宅街やアスファルトの上等のW B G T 値（暑さ指数）の予測値と推定値（実況推定値）を掲載することとしているので、屋外にてW B G T 値を測定していない場合は、これらの予測値・推定値等が参考になること（ただし、あくまで予測や推定であり、実際の値とは若干異なることに留意すること。）。また、同ウェブサイトでは、平成 25 年 6 月 1 日から民間のメール配信サービスを活用したW B G T 値（暑さ指数）の個人向けのメール配信を予定しており、屋外等のウェブサイトを閲覧できない環境ではこうしたサービスも参考になること。

P C サイト : <http://www.wbgt.env.go.jp>

携帯サイト : <http://www.wbgt.env.go.jp/kt>

- (2) 屋内にてW B G T 値が測定されていない場合には、別紙 2 の「W B G T 値と気温、相対湿度との関係」（日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」Ver. 3）が参考になること。ただし、室内で日射が無い状態（黒球温度が乾球温度と等しい。）の値を示したものであり、屋外等輻射熱が大きい場所では正確なW B G T 値と異なる場合もあることに留意すること。

- (3) 身体作業強度等に応じたW B G T 基準値については、別紙 3 によること。

- (4) 気象庁においては、翌日又は当日の最高気温が概ね 35℃ 以上になることが予想される場合に、以下のサイトで「高温注意情報」を発表するので参考にすること。

P C サイト : <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kurashi/netsu.htm>

また、5 日後から 14 日後にかけての 7 日間平均気温がかなりの高温になることが予想される場合に、以下のサイトで毎週火・金曜日に高温に関する異常天候早期警戒情報を発表するので参考にすること。

P C サイト : <http://www.jma.go.jp/jp/soukei/>

さらに、毎週金曜日に 1 か月予報を、毎月 25 日頃に翌月以降の 3 か月予報を発表するので逐次活用すること。

P C サイト : <http://www.jma.go.jp/jp/longfcst/>

なお、過去の気候系の特徴は、気候系監視年報でまとめられている。

P C サイト : <http://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/diag/nenpo/index.html>

### 2 作業中での定期的な水分及び塩分の摂取について

身体作業強度等に応じて必要な摂取量等は異なるが、作業場所のW B G T 値がW B G T 基準値を超える場合には、少なくとも、0.1%~0.2%の食塩水、ナトリウム 40~80mg/100ml のスポーツドリンク又は経口補水液等を、20~30 分ごとにカップ 1~2 杯程度摂取することが望ましいこと。

3 東京電力福島第一原子力発電所において、東京電力をはじめ協力会社等が一丸となって廃炉措置に取り組んでいるところである。昨年度も7、8月の14時から17時の炎天下での作業について、工程に配慮しつつ原則として作業を行わないこと等の熱中症対策に取り組んだ。

その結果、平成24年に熱中症（疑いを含む）は7件（平成23年は23件）で重症者・死者は発生しなかった。これについては本年も同様の対策を行うこととなったので参考にされたい。

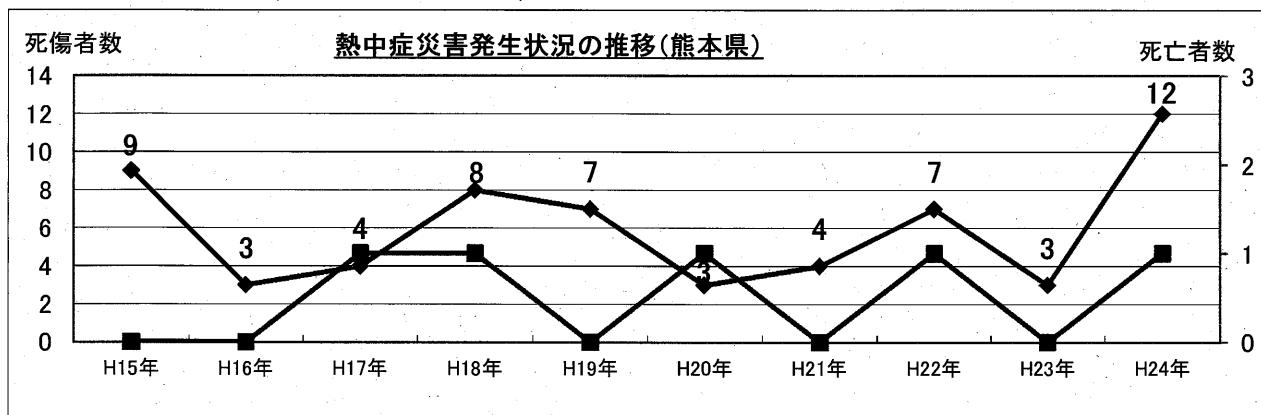
P C サイト：

[http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/roadmap/images/d130426\\_05-j.pdf](http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/roadmap/images/d130426_05-j.pdf)  
の80頁参照。

# 災害発生資料

## 熱中症による休業4日以上死傷者数の推移

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	合計
死傷者数	9	3	4	8	7	3	4	7	3	12	60
うち死亡	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	5



## 熱中症による月別発生状況

	6月	7月	8月	9月	計
死 亡	0	4	1	0	5
休業4日以上	1	21	28	5	55

